

賃 貸 借 契 約 書

1 契 約 名 電子収納システム用ソフトウェア等賃貸借契約

2 契 約 期 間 契約締結の日から令和 12 年 12 月 31 日まで

3 納 品 場 所 佐賀県出納局会計課が指定する場所

4 契 約 金 額 ￥ _____ ー
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ _____ ー)

内 訳	月 額 (税 抜)	税 額	年 度 総 額 (税 込)
令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月まで			
令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月まで			
令和 9 年 4 月から令和 10 年 3 月まで			
令和 10 年 4 月から令和 11 年 3 月まで			
令和 11 年 4 月から令和 12 年 3 月まで			
令和 12 年 4 月から令和 12 年 12 月まで			

上記の賃貸借について、賃借人 佐賀県 を甲とし、賃貸人 _____ を乙として、
次の条項により賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

(総則)

第 1 条 乙は、別添「電子収納システム用ソフトウェア等賃貸借仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、頭書の契約金額(以下「賃貸借料」という。)をもって、電子収納システム用ソフトウェア等を甲に賃貸する。

2 前項の仕様書に明記されていない事項は、甲乙協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

(賃貸借開始日)

第 2 条 賃貸借開始日は令和 7 年 10 月 1 日とする。

(契約保証金)

第 3 条

- ・ 契約金額の 100 分の 10 以上の金額
- ・ 佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 1 号に該当する場合は免除

(契約の変更等)

第4条 甲は、必要がある場合には、契約内容を変更することができる。この場合において、賃貸借料、賃貸借期間及び賃貸借内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(契約内容の不適合責任)

第5条 機器等の契約内容の不適合により運用に支障が生じた場合は、その補修及び替え等については、乙の責任で行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、又は担保に供してはならない。

(契約不履行の場合の措置)

第7条 乙の責に帰すべき理由により契約期間内に契約を履行しない場合は、甲は乙に対し遅延損害金を請求することができる。

2 前項の遅延損害金は、契約金額に対して遅延日数に応じ年 2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。

3 第1項の規定により甲から損害金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から損害金支払日までの日数に応じて、損害金に年 2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何等の催告なく直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 重大な過失又は背信行為があったとき。

(2) 支払の停止があったとき、又は、差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、これに順ずる処分を受けたとき、または、会社更生手続きの開始、民事再生手続きの開始、破産、若しくは競売の申し立てを受けたとき。

(3) 電子交換所の取引停止処分を受けたとき。

(4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(5) 乙の責に帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(6) 仕様書に明記された能力を有しないなど、契約の目的を達することができないと認められるとき。

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規

定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害について、甲はその賠償の責を負わないものとする。

(違約金)

第9条 乙は、前条第1項の規定により甲が契約を解除したときは、契約金額の100分の10の金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の場合において、甲は、乙から納付された契約保証金又は契約保証金に代わるものとして提供された担保をもって違約金に充当することができる。

3 第1項の規定による違約金の徴取は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

※契約保証金免除の場合

第9条 乙は、前条第1項の規定により甲が契約を解除したときは、契約金額の100分の10の金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期間内に支払わなかったときは、乙は期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する遅延利息を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定による違約金の徴取は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(乙の契約解除権)

第10条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって適正な履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 前項に規定による契約の解除に係る違約金については、前条第1項を準用することとする。

(当該予算の不成立等に係る契約の解除)

第11条 甲は、翌年度以降において当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があったときは、契約を解除することができる。なお、この場合、甲の解約金は発生しないものとする。

(賃貸借料等の支払)

第12条 甲は、令和7年10月分から、賃貸借料を支払うものとする。

2 乙は、賃貸借料の請求書を実績月の翌月以降に、甲に対して提出するものとする。

3 甲は、前項の規定による適正な支払請求書を受領した日から30日以内に乙に対して

賃貸借料等を支払うものとする。

- 4 甲の責に帰すべき理由により前項の賃貸借料等の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して、賃貸借料等に年 2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(ソフトウェア等の返還等)

第 13 条 甲の都合による契約の解除によりソフトウェア等を返還する場合の、装置の返還に要する経費等は、甲の負担とする。

- 2 乙の都合による契約の解除又は契約期間満了に伴う装置の撤去に要する経費等は、乙の負担とする。

(損害賠償)

第 14 条 乙の責に帰すべき理由により生じた瑕疵によって甲及び第三者に損害が生じた場合には、乙は損害賠償責任を負うものとする。

- 2 乙の責に帰すことができない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、乙は賠償責任を負わないものとする。また、甲の責に帰すべき事由によって契約が解除された場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。
- 3 第 1 項の規定により甲から損害賠償の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から損害賠償支払日までの日数に応じて、損害賠償額に年 2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。
- 4 第 8 条第 3 項の規定により、本契約の最終終了日前に本契約を解除した場合において、損害があるときは、乙はその損害について甲に対し請求することができる。なお、その金額については甲乙協議にて定める。

(秘密の保持等)

第 15 条 乙及びその関係者は、この契約に関連して知り得た全ての情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 16 条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記 1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 17 条 この契約に関し紛争が生じた場合は日本の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。

- 2 この契約に関する紛争は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(補則)

第 18 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又は本契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

令和 年 月 日

甲	住所	佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号
	氏名	佐賀県出納局会計課 課長 中尾 伸行
乙	住所	
	氏名	